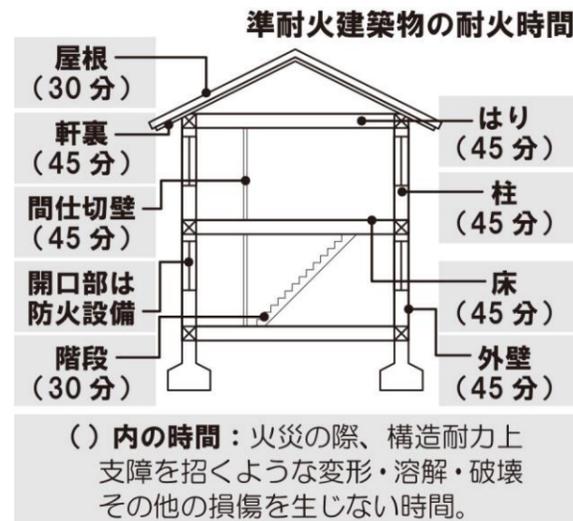


参考「準耐火建築物」とは？



「準耐火建築物」は、左図のように、火災時に壁、屋根、軒裏、柱、はり、床、階段等の主要構造部が、45分（屋根・階段は30分）以上、崩壊しない、かつ、火が内外から燃え抜けない性能を持つ部材でつくった建物です。

この規定は、建築基準法によるもので、住人が建物内から避難する時間を確保するとともに、消防活動の時間を確保し、隣家へ火を移さない、隣家から火をもらわないようにして火災の延焼を抑制することをねらいとしています。

準耐火建築物の性能を満たせば、木造でも建築が可能であり、木造が建てられなくなるということではありません。

今後の予定

今回のアンケートや意見交換会での皆さまのご意見を踏まえ、「新たな防火規制」の導入をさらに検討し、「新たな防火規制」指定案に関する説明会を開催する予定です。日程が決まりましたら、街づくりニュース等でお知らせします。



意見交換会における新型コロナウイルス感染拡大予防対策について

当意見交換会では、以下の内容を実施してまいります。

【会場内での感染予防対策】

- ①室内の換気、物品等の消毒の徹底
- ②職員の手指の消毒及びマスク着用
- ③座席間の空間の確保

事前のご連絡がなくご来場された方は、意見交換会への参加をお断りする場合がございます。

【ご参加予定の皆様へお願い】

- ①ウイルス感染の可能性のある方、体調のすぐれない方はご来場をお控えください。
- ②ご来場時のマスク着用、筆記用具の持参にご協力をお願いいたします。
- ③会場入室時の手指の消毒にご協力をお願いいたします。

【感染予防のためご参加を見合わせる方へ】

意見交換会での配布資料や説明概要については、意見交換会開催後に世田谷区ホームページに掲載します。また、ご意見等については、郵便またはFAXでもお受けします。詳細につきましては、1ページのお問い合わせ先までご連絡ください。

皆様のご協力、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

防災街づくりニュース

第2号
(令和3年
9月)

【発行】世田谷区 砧総合支所 街づくり課

安全に暮らせる街の実現に向けて

「新たな防火規制」導入に向けた意見交換会を開催します

日頃より世田谷区の街づくりにご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

区では、令和3年1月に発行した「防災街づくりニュース第1号」において、『東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制」』の概要の説明と併せ、船橋一丁目にお住まいの皆さまや土地・建物を所有されている皆さまを対象に、アンケートにご回答いただきました。

この度、アンケート調査結果の報告と「新たな防火規制」についての説明を行うため、下記のとおり意見交換会を開催いたします。お忙しいとは存じますが、ご参加頂きますよう、よろしくお願いいたします。なお、アンケート結果の詳細については、2ページ目をご覧ください。

意見交換会のお知らせ

「新たな防火規制」導入に向けた意見交換会を下記日程で2回開催いたします。各回とも同じ内容です。ご都合にあわせてご参加ください。ご参加いただける方は、令和3年10月6日(水)までに、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。手話通訳者が必要な方は、その旨もご連絡ください。

日時：令和3年10月10日(日)午前10時から
令和3年10月12日(火)午後6時30分から
(各回、1時間半程度を予定しています。)

会場：船橋まちづくりセンター（右図参照）
住所：世田谷区船橋四丁目3番2号
※お車でのご来場はご遠慮ください。

- 内容：
- アンケート調査結果の報告
 - 「新たな防火規制」の説明
 - 意見交換
 - 今後の予定

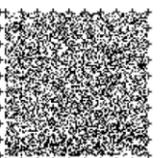


※新型コロナウイルス感染拡大予防対策を実施し、両日とも定員20名(申込先着順)とし、20名を超えた場合は別日程でご案内させていただく可能性がありますので予めご了承ください。
※当意見交換会における新型コロナウイルス感染拡大予防対策は、4ページ下をご覧ください。

このニュースは、対象区域にお住まいの皆さま・土地建物所有者の皆さまに、世田谷区からお届けしています。

■ お問い合わせ先 ■

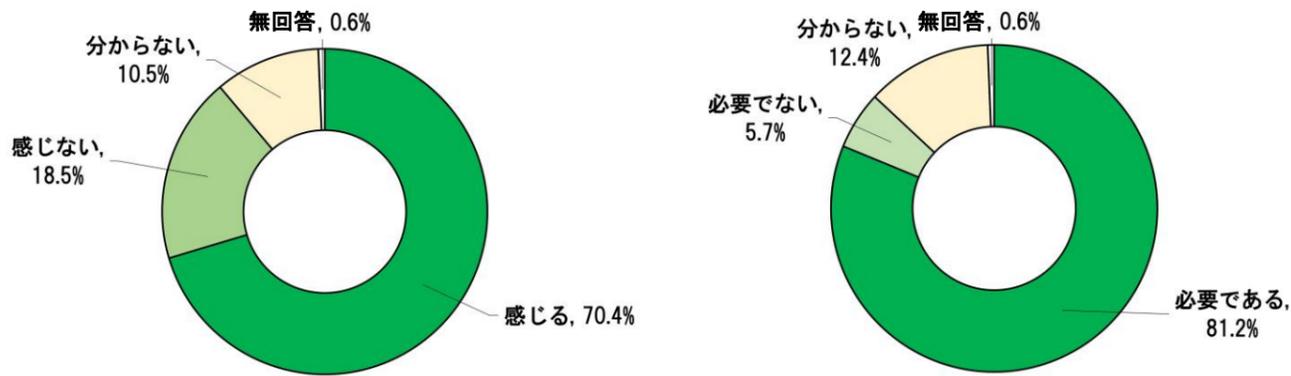
世田谷区 砧総合支所 街づくり課 (担当：片岡、井口、斎藤)
〒157-8501 東京都世田谷区成城六丁目2番1号
電話：03-3482-2594 (直通) FAX：03-3482-1471



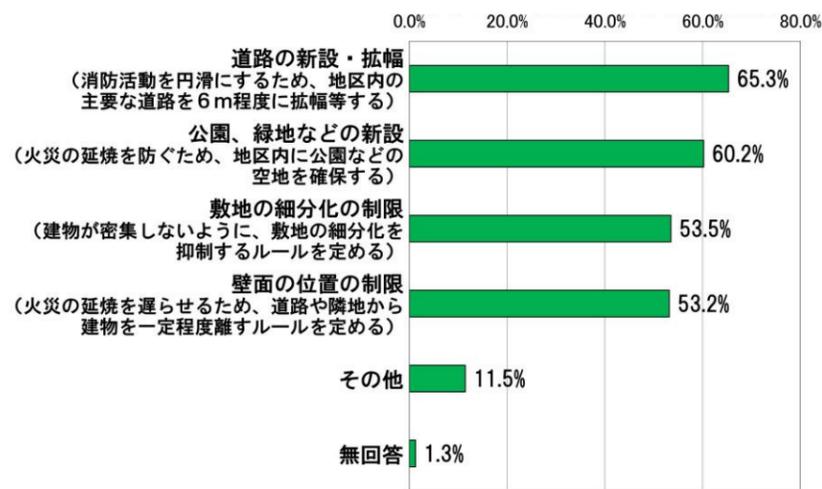
アンケート調査結果の報告

【実施主体】世田谷区
 【対象】船橋一丁目の居住者及び土地・建物の所有者の皆さま
 【実施時期】令和3年1月22日から2月5日まで
 【方法】アンケート用紙を全戸に配布、区域外にお住まいの土地・建物の所有者へは郵送
 【回収結果】配布数 3,661 票、回収数 314 票（締切後到着分も含む）、回収率 8.6%

設問1：日ごろ、防災面での不安を感じていますか？ 設問2：「新たな防火規制」の導入は必要だと思いますか？



設問3：防災性の向上に向け、世田谷区がハード面で取り組むべきと思うことは、以下のどれだと思いますか（複数回答）



設問2の回答を選んだ理由

- ・周辺への延焼を防ぐため。
- ・敷地が細分化され、新築建物が密集してきている。
- ・空地が少ないうえ、古い木造の家が多い。
- ・道路の幅が狭く、消防車、救急車が通れる道も少ないので燃えやすい建物が多いと妨害になり怖い。
- ・現在の防火規制との違いをもっと詳しく知る必要がある。
- ・新たな防火規制でどの程度効果があるのか？新規制度導入によるデメリット、負荷がどの程度あるのか？

設問4：自由記述（その他街づくり等に関する意見）欄への意見

○道路整備について

- ・住宅地内の道路幅が狭いので、消防車がスムーズに移動できるか心配である。
- ・道路幅が狭く、震災時に避難所まで行けるか不安を感じている。

○公園（避難場所など）・みどりについて

- ・公園が少ない。防災目的だけでなく、住環境、子育て環境として、空地を再利用（活用）してほしい。
- ・少しでもみどりが増えれば防災性能が上がるし、風景もよくなる。

○住宅について

- ・土地の細分化は、防火面だけではなく、街の質を劣化させる。
- ・耐火性能の高い建物は必要と思う一方、建築コストも無視できない。
- ・準耐火建築物の基準について教えてほしい。

○その他について

- ・防災訓練等の頻度を上げてほしい。
- ・住民同士が助け合えるように、日頃のコミュニケーションがとれる工夫が大事。

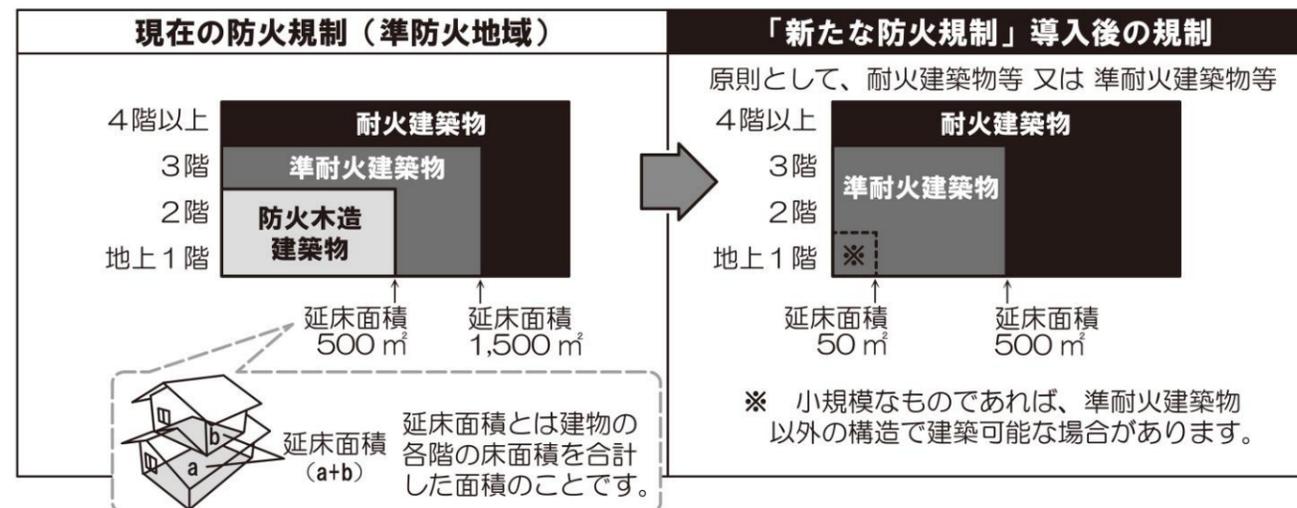
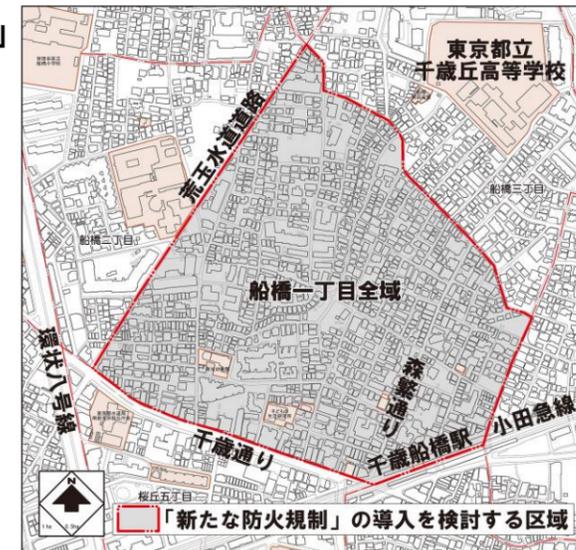
「新たな防火規制」の導入を検討します

世田谷区では、地域危険度測定調査の結果や、前ページのアンケート調査の結果を踏まえ、この地区に「新たな防火規制」を導入することを検討していきたく考えています。

「新たな防火規制」とは、建物の新築や一定規模の増築をする際に「燃えにくい建物」である“耐火建築物等又は準耐火建築物等”として建てることを義務づける制度です。導入することにより、その後建てられる建物は原則として全て“耐火性能の高い建築物”となり、地区全体の防災性が向上します。

1 現在の防火規制と「新たな防火規制」を導入した場合の制限について

本地区は、現在、都市計画法等により、新築や一定規模の増築をする際に一定の耐火性能が求められていますが、今回導入を検討する「新たな防火規制」が実施された場合には、建築物に対する制限は下の図のとおりになります。



2 「新たな防火規制」を導入した場合の効果

皆さまがお住まいの地区では、耐火性能*の低い建築物が棟数比で約7割を占めています。

「新たな防火規制」を導入すると、建て替え、新築が行われるごとに「準耐火建築物等」「耐火建築物等」の割合が増え、震災時の火災の延焼による被害が抑制され、街の防災性が向上します。

*耐火性能：建築基準法において、火災が鎮火するまでの間、火災による建築物の倒壊および延焼を防止するために、建物の壁・外壁・柱・床・梁などに求めている性能。

火災の延焼による被害の様子
 糸魚川駅北地区：平成28年12月22日発生



出典：糸魚川市駅北大火記録（概要版）
 （発行：糸魚川市消防本部）